

第54回日本てんかん学会学術集会発表における患者プライバシー保護指針

患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。本学術集会において発表される症例報告では、特定の患者個人の同定につながる情報が記載されることなく、プライバシー保護に最大限の配慮がなされるよう留意しなければならない。

- 1) 特定の患者個人を同定することが可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。また生検番号、剖検番号、画像情報番号などは削除する。
- 2) 患者住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする（愛知県長久手市など）。
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、特定の個人同定につながらないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより特定の患者が同定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院で診断・治療を受けている場合、その施設名や所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 以上の配慮をしても特定の個人が同定される可能性がある場合は、本学術集会発表に関する同意を患者本人または遺族か代理人、小児では保護者)から得る。必要に応じて倫理委員会の承認を得る。
- 7) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では、最新の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」による規定を遵守する。